

重度心身障害者医療費の利用方法について

(1) 埼玉県内の医療機関の場合

令和4年10月診療分から、原則、すべての受給者が、埼玉県内の医療機関等の窓口において保険診療に係る一部負担金の支払いが不要となりました。

手続きにつきましては下記のとおりです。

受給者証（薄茶色）をご提示いただければ、保険診療に係る一部負担金等のお支払いは必要ありません→窓口払いなし（現物給付）

※受給者証の提示がない場合、窓口で支払いをしていただくこととなりますので、お忘れのないようご注意ください。なお、受給者証の提示がなく医療機関等で支払をした場合は、後日、重度心身障害者医療費請求書に領収書を添付し請求してください。

※窓口払い廃止を実施しているかどうかは、あらかじめ医療機関等にご確認下さい。

但し、下記の場合については、保険診療に係る一部負担金等の支払いが必要になります。

- ① 柔道整復（整骨・接骨）、鍼、灸、あんまマッサージ
- ② 窓口払い廃止を実施していない医療機関
- ③ 人工透析にかかる院外処方薬剤分

※裏面もご覧ください

(2) 埼玉県外の医療機関の場合

(若しくは、何らかの事情で(1)の現物給付ができなかった場合)

埼玉県外の医療機関での受診については、**保険診療に係る一部負担金等の支払いと医療費助成の請求書の提出が必要になります。**その後、各種医療保険に係る一部負担金等を市が助成いたします。(何らかの事情で(1)の現物給付ができなかった場合も同様) 手続きにつきましては下記のとおりです。

受給者証を医療機関の窓口で提示のうえ、保険診療に係る一部負担金をお支払ください。後日、請求書に領収書を添付して提出してください。

※請求書は、市ホームページよりダウンロードできます。(窓口での配布も行っています)

- ・提出先 蕨市役所2階 福祉総務課障害者福祉係
〒335-8501
蕨市中央5丁目14番15号

※郵送でも受け付けいたします。ただし請求書の記入漏れのないようお願いします。

- ・提出期限 医療費の支払いをしてから原則5年まで
- ・注意点 ①領収書は原本を提出してください(必要な場合はあらかじめコピーお取りください)。なお、重度心身障害者医療費の助成を受ける場合は、税の申告にはご利用できませんので、ご承知おき願います。
②診療月の翌月以降に申請してください。

(3) その他

埼玉県内外を問わず、医療保険適用外(文書料や入院時の差額ベッド代等)の自己負担分については、助成対象外です。

〈問い合わせ先〉

蕨市役所福祉総務課障害者福祉係

TEL 048-433-7754

FAX 048-444-2949